

第 7 期美唄市総合計画等市民検討会議傍聴要領(案)

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 第 7 期美唄市総合計画等市民検討会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入した上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、会議の委員長等が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記 2 のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
お分かりにならないことがあれば、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。